

(別紙5)

「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）等について」（平成20年6月3日付け19消安第12573号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>【別添1】 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）</p> <p>2 省令の一部改正の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 改正内容 省令第24条に新たに規定された、広告制限の特例（広告しても差し支えない事項、及びその広告の方法その他の事項 についての必要な制限をいう。）は次のとおりである。</p> <p>① 省令第24条第1項に追加された広告しても差し支えない事項（広告が可能な事項）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）</u> 第2条第4項に規定する医療機器（以下単に「医療機器」という。）を所有していること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ <u>医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品であって、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置（以下「フィラリア症の予防」という。）を行うこと。</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>② (略)</p> <p>4 広告が制限されている事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他法令に基づく規制 法に基づく制限のほか、獣医療に関する広告の規制については、<u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）</u>、<u>医薬品医療機器等法</u>等に基づくものがあり、これら他法令に違反する広告は、当該法令に基づく指導、処分等の対象となり得るものである。したがって他法令に抵触する広告を行わないことは当然として、他法令に関する広告ガイドラインも遵守する必要がある。<u>景品表示法及び医薬品医療機器等法</u>の広告制限の</p>	<p>【別添1】 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）</p> <p>2 省令の一部改正の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 改正内容 省令第24条に新たに規定された、広告制限の特例（広告しても差し支えない事項、及びその広告の方法その他の事項 についての必要な制限をいう。）は次のとおりである。</p> <p>① 省令第24条第1項に追加された広告しても差し支えない事項（広告が可能な事項）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器（以下単に「医療機器」という。）を所有していること。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ <u>薬事法第2条第1項に規定する医薬品であって、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置（以下「フィラリア症の予防」という。）を行うこと。</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>② (略)</p> <p>4 広告が制限されている事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他法令に基づく規制 法に基づく制限のほか、獣医療に関する広告の規制については、<u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）</u>、<u>薬事法</u>等に基づくものがあり、これら他法令に違反する広告は、当該法令に基づく指導、処分等の対象となり得るものである。したがって他法令に抵触する広告を行わないことは当然として、他法令に関する広告ガイドラインも遵守する必要がある。<u>景品表示法及び薬事法</u>の広告制限の概略は以下のとおりであ</p>

概略は以下のとおりである。

なお、これらの広告に関する規定は、重畳的に適用され得るものであるので、他法令に違反するとの理由や他法令に基づく処分を受けるとの理由で、法の広告違反が免責されることはない。

① (略)

② 医薬品医療機器等法

医薬品医療機器等法は「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。」(医薬品医療機器等法第66条第1項)、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。」(同条第2項)、「何人も、第14条第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の23第1項又は第23条の25第1項に規定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項、第23条の2の17第1項、第23条の25第1項若しくは第23条の37第1項の承認又は第23条の2の23第1項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」(医薬品医療機器等法第68条)とされ、医薬品、医療機器及び再生医療等製品(動物用医薬品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品を含む。以下同じ。)の虚偽・誇大広告、承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告を禁止している。

③ (略)

5 広告可能な事項

(1) 法及び省令により規定された広告可能な事項

①・② (略)

③ 法第17条第2項前段関係(広告しても差し支えないものとして省令で定めるもの)

技能、療法又は経歴に関する事項のうち、省令で定めるものは法第17条第1項の規定にかかわらず広告することができる。この場合、4の(2)のとおり広告の方法その他の事項について制限を受ける。

ア (略)

イ 省令第24条第1項第2号関係

本号に規定する「医療機器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第1の医療機器をいう。

る。

なお、これらの広告に関する規定は、重畳的に適用され得るものであるので、他法令に違反するとの理由や他法令に基づく処分を受けるとの理由で、法の広告違反が免責されることはない。

① (略)

② 薬事法

薬事法は「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。」(薬事法第66条第1項)、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。」(同条第2項)、「何人も、第14条第1項又は第23条の2第1項に規定する医薬品又は医療機器であつて、まだ第14条第1項若しくは第19条の2第1項の規定による承認又は第23条の2第1項の規定による認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」(薬事法第68条)とされ、医薬品、医療機器等(動物用医薬品及び動物用医療機器を含む。以下同じ。)の虚偽・誇大広告、承認前の医薬品及び医療機器の広告を禁止している。

③ (略)

5 広告可能な事項

(1) 法及び省令により規定された広告可能な事項

①・② (略)

③ 法第17条第2項前段関係(広告しても差し支えないものとして省令で定めるもの)

技能、療法又は経歴に関する事項のうち、省令で定めるものは法第17条第1項の規定にかかわらず広告することができる。この場合、4の(2)のとおり広告の方法その他の事項について制限を受ける。

ア (略)

イ 省令第24条第1項第2号関係

本号に規定する「医療機器」とは、薬事法施行令(昭和36年政令第11号)別表第1の医療機器をいう。

「医療機器を所有していること」について広告を行う場合にあっては、医薬品医療機器等法第66条の規定（誇大広告等）及び同法第68条の規定（承認前の医療機器の広告の禁止）に基づき、当該医療機器が特定可能となる事項等（販売名、型式番号等）について広告することは認められない。ただし、当該医療機器が特定されないような一般的な名称（例えばエックス線撮影装置、X線CT装置（CT）、超音波画像診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）等）及びそれらの導入台数、導入年等について広告することは可能である。

なお、医療機器は、それを使用して行われる技能又は療法を連想させる（例えば、エックス線撮影装置は、技能又は療法であるレントゲン検査を連想させる。）ため、従来はこれを所有していることも広告制限の対象としてきたところであるが、今回の広告制限の特例の拡大により「医療機器を所有していること」に限って広告が認められることになった。

広告が可能な例及び不可能な例は、以下に掲げるとおりである。

（例）広告可

- ・〇〇動物病院腫瘍科においてMRIを導入しました。
→ 技能、療法を直接広告しているわけではないので広告可。
- ・動物用として承認されているX線CT装置の写真の掲載（ただし、当該CTが特定可能となる販売名や型式番号が明示されているものは広告不可。）

広告不可

- ・MRIによる腫瘍診断を実施しています。
→ 腫瘍診断は技能、療法に該当するので広告不可。
- ・動物用として未承認のX線CT装置の写真の掲載

ウ・エ（略）

オ 省令第24条第1項第5号関係

技能又は療法に関する事項のうち「予防注射を行うこと」とは、ワクチンを使用して予防注射を行うことをいう。この場合、医薬品医療機器等法で承認された事項（対象動物、効果効果等）、接種すべき回数についても、併せて広告することは可能であるが、医薬品医療機器等法の広告制限の趣旨からワクチンが特定可能となる販売名等を広告することは認められない。

（例）広告可

- ・犬猫に狂犬病の予防注射を実施しています。
- ・犬の混合ワクチン扱っています（ジステンパー、パルボウイルス感染症、〇〇病を予防することができます）。

「医療機器を所有していること」について広告を行う場合にあっては、薬事法第66条の規定（誇大広告等）及び同法第68条の規定（承認前の医療機器の広告の禁止）に基づき、当該医療機器が特定可能となる事項等（販売名、型式番号等）について広告することは認められない。ただし、当該医療機器が特定されないような一般的な名称（例えばエックス線撮影装置、X線CT装置（CT）、超音波画像診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）等）及びそれらの導入台数、導入年等について広告することは可能である。

なお、医療機器は、それを使用して行われる技能又は療法を連想させる（例えば、エックス線撮影装置は、技能又は療法であるレントゲン検査を連想させる。）ため、従来はこれを所有していることも広告制限の対象としてきたところであるが、今回の広告制限の特例の拡大により「医療機器を所有していること」に限って広告が認められることになった。

広告が可能な例及び不可能な例は、以下に掲げるとおりである。

（例）広告可

- ・〇〇動物病院腫瘍科においてMRIを導入しました。
→ 技能、療法を直接広告しているわけではないので広告可。
- ・動物用として承認されているX線CT装置の写真の掲載（ただし、当該CTが特定可能となる販売名や型式番号が明示されているものは広告不可。）

広告不可

- ・MRIによる腫瘍診断を実施しています。
→ 腫瘍診断は技能、療法に該当するので広告不可。
- ・動物用として未承認のX線CT装置の写真の掲載

ウ・エ（略）

オ 省令第24条第1項第5号関係

技能又は療法に関する事項のうち「予防注射を行うこと」とは、ワクチンを使用して予防注射を行うことをいう。この場合、薬事法で承認された事項（対象動物、効果効果等）、接種すべき回数についても、併せて広告することは可能であるが、薬事法の広告制限の趣旨からワクチンが特定可能となる販売名等を広告することは認められない。

（例）広告可

- ・犬猫に狂犬病の予防注射を実施しています。
- ・犬の混合ワクチン扱っています（ジステンパー、パルボウイルス感染症、〇〇病を予防することができます）。

広告不可

- ・犬にパルボウイルス感染症が大流行しています。感染すると死に至ります。当院ではパルボウイルスに対するワクチンを常時実施しています。
→ パルボウイルス感染症が流行しているか、客観的に判断できず、また飼育者等の不安を煽る誇大広告に該当するため、広告不可。
- ・狂犬病予防注射、1回9,000円
→ 費用を併記しているため、広告不可。
- ・ハムスターにも〇〇病のワクチンがあります。
→ ハムスターを対象とするワクチンは医薬品医療機器等法上承認されていないため、広告不可。

カ 省令第24条第1項第6号関係

技能又は療法に関する事項のうち「フィラリア症の予防を行うこと」とは、犬糸状虫症の予防薬を使用して予防措置を行うことをいう。この場合、医薬品医療機器等法で承認された事項（対象動物、効能効果等）についても、併せて広告することは可能であるが、医薬品医療機器等法の広告制限の趣旨から予防薬が特定可能となる販売名等を広告することは認められない。

(例) 広告可

- ・月1回の経口投与でフィラリア症が予防できます。
- ・当院では注射によるフィラリア症の予防を行っています。

広告不可

- ・フィラリア症の予防と同時に犬回虫を駆除します。
→ 犬糸状虫症の予防薬には犬回虫等の駆除が効能効果として認められているものがあるが、犬回虫等の駆除を行うことは、「フィラリア症の予防を行うこと」から逸脱するため、広告不可。
- ・フィラリア症の予防薬投与、1回3,000円
→ 費用を併記しているため、広告不可。

(略)

キ～シ
(略)

(2)

広告不可

- ・犬にパルボウイルス感染症が大流行しています。感染すると死に至ります。当院ではパルボウイルスに対するワクチンを常時実施しています。
→ パルボウイルス感染症が流行しているか、客観的に判断できず、また飼育者等の不安を煽る誇大広告に該当するため、広告不可。
- ・狂犬病予防注射、1回9,000円
→ 費用を併記しているため、広告不可。
- ・ハムスターにも〇〇病のワクチンがあります。
→ ハムスターを対象とするワクチンは薬事法上承認されていないため、広告不可。

カ 省令第24条第1項第6号関係

技能又は療法に関する事項のうち「フィラリア症の予防を行うこと」とは、犬糸状虫症の予防薬を使用して予防措置を行うことをいう。この場合、薬事法で承認された事項（対象動物、効能効果等）についても、併せて広告することは可能であるが、薬事法の広告制限の趣旨から予防薬が特定可能となる販売名等を広告することは認められない。

(例) 広告可

- ・月1回の経口投与でフィラリア症が予防できます。
- ・当院では注射によるフィラリア症の予防を行っています。

広告不可

- ・フィラリア症の予防と同時に犬回虫を駆除します。
→ 犬糸状虫症の予防薬には犬回虫等の駆除が効能効果として認められているものがあるが、犬回虫等の駆除を行うことは、「フィラリア症の予防を行うこと」から逸脱するため、広告不可。
- ・フィラリア症の予防薬投与、1回3,000円
→ 費用を併記しているため、広告不可。

(略)

キ～シ
(略)

(2)